

みんなて
出かけよう



上十三・十和田湖広域定住自立圏
内のイベント情報をお届けします♪

三沢市

カヤックラボがオープンします

今年も小川原湖カヤックラボがオープンします。手ぶらで小川原湖に遊びに来て、インストラクター付きでカヤックが体験できます。そのほか、バーベキューやトレッキングなど、さまざまなアイテムをそろえていますので、ぜひお越しください。

▶とき 5月1日(水)～

▶ところ 小川原湖

問カヤックラボ ☎090-9810-9125
(一社) 三沢市観光協会 ☎2311

横浜町

2019菜の花フェスティバル inよこはま

日本最大級の菜の花作付面積を誇る横浜町にて、菜の花が見ごろとなる時期に行われるイベントです。

特設会場では、ステージショーや特産品の販売が行われます。19日(日)には、菜の花マラソン大会が行われ、全日本実業団女子駅伝や数々の国際マラソン大会で活躍された加納由理さんがゲストランナーとして参加します。

▶とき 5月18日(土)、19日(日)

▶ところ 横浜町大豆田特設会場



問菜の花フェスティバル実行委員会
☎0175⑦2111

六ヶ所村

2019たのしむべ! フェスティバル

レーザー光線と音楽のパフォーマンスが加わった花火大会やステージイベントなど、子どもから大人までが楽しむことができます。



▶とき 5月25日(土)
26日(日)

▶ところ 大石総合
運動公園特設会場

問(一社) 六ヶ所村観光協会
☎0175①3115

第8回たのしむべ! キッズマラソン

たのしむべ! フェスティバルと同
時開催のキッズマラソンです。

お楽しみ抽選会が行われますので、ぜひご参加ください。

▶とき 5月25日(土) 正午～

▶ところ 大石総合運動公園陸上競技場

▶参加資格 小学生以下

▶費用 1,000円(参加費)

▶申込期限 5月7日(火)

申問(特非) 六ヶ所村体育協会
☎0175③7307

あなたの街の 法律相談



～第43回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「**自筆証書遺言に関する法改正**」です。

問まちづくり支援課 ☎6777

Q) 自筆証書遺言について法改正があったと聞きました。

A) これまでは、遺言書の全文を自書(手書き)する必要があり、財産目録も全文自書しなければなりませんでした。民法の改正により、財産目録については自書する必要がなくなり、パソコンで作成した目録や、通帳の写しを添付することができます。この改正法は、平成31年1月13日から施行されています。

Q) 全文をパソコンで作成してもいいのですか。

A) 全文をパソコンで作成することはできません。遺言書の本文については、これまでどおり自書で作成する必要があります。

Q) 自筆証書遺言について、新たに始まる保管制度を教えてください。

A) 自筆証書遺言を作成した人は、法務大臣の指定する法務局に遺言書

の保管を申請することができます。

遺言書保管所(法務大臣の指定する法務局)に保管されている遺言書については、家庭裁判所の検認が不要となります。遺言者の死亡後に、相続人や受遺者らは、全国にある遺言書保管所で遺言書が保管されているかどうかを調べる(「遺言書保管事実証明書」の交付請求)、遺言書の写しの交付を請求すること(「遺言書情報証明書」の交付請求)ができ、また、遺言書を保管している遺言書保管所において遺言書を閲覧することもできます。この改正法は、令和2年7月10日に施行されます。

Q) どの法務局に遺言書保管の申請をすることができますか。

A) 遺言書保管の申請は、遺言者の住所地もしくは本籍地または遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所の遺言書保管官(法務局の事務官)に対してすることができます。

Q) 遺言書の保管には費用がかかるのですか。

A) 保管の申請、遺言書の閲覧請求、遺言書情報証明書または遺言書保管事実証明書の交付を申請するには、手数料を納める必要があります。

(文責・弁護士 橋本 明広)
弁護士法人青空と大地 ☎②5162